

第 7 期生涯学習分科会における議論のまとめ ～第 8 期生涯学習分科会に向けて～ (案)

第 7 期生涯学習分科会において議論された内容は次のとおり。

1. 文部科学省認定社会通信教育

文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、社会教育法等に基づき認定を行っている。第 7 期生涯学習分科会においては、別紙 1 のとおり課程の認定等を行った。

2. 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ

生涯学習分科会の下に、社会教育推進体制の在り方に関する検討事項について専門的な調査を行うため、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ」が設置され、とりまとめが行われた（別紙 2）。

分科会では、同ワーキンググループからの報告について、主に次のような意見があった。

- ・社会教育により、雇用、男女共同参画、地域の活性化などに例えばどのようなポジティブな効果をもたらしているのか、また、社会教育が欠落した場合、貧困、排除など、地域にどのようなコストが掛かるのかをはっきりさせることが必要。
- ・社会教育は手薄だが、それを補うシステムを組み立てても、他の社会的なコストが下がるため、大したお金は掛からない。生涯学習、社会教育でかかっている費用は、学校教育と比べても、余りにも少な過ぎる。どの割合が適切かは、全体の社会的バランスをよく考えてほしい。
- ・社会教育行政で求められる自助・互助・共助を担う人材を育成していくという観点では、社会教育行政がどこの所管になったとしても、社会教育行政が維持され、その機能が地域で見えることが大事。

- ・行政の幅広い施策を把握し、それをどうすれば改善できるかという企画立案能力を持ち、ニーズを把握しながらプロジェクトを提案していくようなことも必要だろう。それを、行政全体として、社会教育主事という資格をどう活用できるのかを考えることが必要。
- ・社会教育主事は職務内容が不明確な面があるが、その汎用性があるといえる。そのような汎用性のある力量形成が、社会教育主事の講習内容でできるのか。それには、名前も変えるぐらいの抜本的なことも必要ではないか。
- ・学校と地域がそれぞれ持っている教育力を組み合わせていくには、学校教育、社会教育を含めたコーディネーターの役割が大きくなる。教員がそれをやるのはかなり無理があり、むしろ社会教育や生涯学習の担当者がネットワークを生かして、それを支えることも必要。
- ・子供だけでなく、高齢者も含め、大人もどう自分の能力を維持、向上させていくかは、公的な課題である。社会教育を、単に趣味的学習への支援の充実というレベルではなく、今後の高齢化社会の生き残りを懸けたものとして、その体制を再構築していかないといけない。

3. 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ

すべての学校区での学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを進めていくに当たり、今後の土曜日の教育支援体制等の構築や、学校支援地域本部・放課後子供教室の取組内容の充実などについて検討を行うため、生涯学習分科会の下に「今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ」が設置され、とりまとめが行われた（別紙3）。

分科会では、同ワーキンググループからの報告について、主に次のような意見があった。

- ・子供たちの教育上、生活上の場所として、保護者が面倒を見られない時間にどう社会で面倒を見ていくのか、ということの位置付けをしっかりとしないといけない。

- ・児童館、放課後児童クラブ、放課後子供教室、自治体の独自授業と重複感はあるが、地域のニーズに見合っていない部分があるが、重複感があるため、自治体などは補助金をどんどん削っている。文科省と厚労省も放課後子どもプランの形で連携を強めているが、そういった問題が解消されていない。そうした中で、この新しい取組がどの部分で引き受けられるかということが大事。
- ・学習意欲が旺盛で、お稽古事など既にいろいろな機会に学んでいる子供たちは、土曜学習にも参加したいと考えるだろう。肝腎の、参加を期待している子供たちがそっぽ向いてしまうことがないようにしないといけない。子供たちが放課後や土曜日の過ごし方の格差を助長してしまうということになりかねない。この土曜学習への参加が期待される子供たちの姿はどういうものかを、もう少し具体的に示してはどうか。
- ・ボランティアのコーディネーターの発掘と、手を挙げた人のうちどの人を採用するか否かという判断の仕組みを考えてはどうか。
- ・コーディネーターのモチベーションをいかに維持し続けるかが重要。
- ・「土曜日に授業を行う」と捉えている保護者がまだ多いと思われるため、学びの場で子供たちが生きていく上でのいろいろなものを身に付けさせていこうという意図を伝えることが大事。
- ・地域を活用しての土曜日というのは、子供たちに学びの原動力を提供できるということであり、シルバー世代から現役で働いている様々な職種の方たちが関わることや、地域がそれを演出していくということに大きな意味がある。
- ・土曜日の午後を開いている公民館、図書館、博物館で子供たちが学習することもできるのではないか。
- ・土曜日は会社の多くが休日のため、社員が参加することはボランティアとなるが、企業としてはボランティアの強制はできないので、紹介にとどまってしまう。逆に、土曜日ではなくウイークデーの方が、「誰か行ってください」というのは言いやすい。
- ・企業は経営環境も厳しい場面もあるが、CSRの一環として、いろんな学校のキャリア教育のカリキュラムに出ている会社もある。
- ・小学校からの延長として行政がメインでやると、多様な社会との連携が行いにくくな

るという問題もある。例えば大学なども、いろいろな形でコミットしてもいいわけなので、どう巻き込んでいくのかということも考えなければいけない。

- ・放課後や土曜日について多岐にわたるものをコーディネーターに依存するのであれば、一定のプラットフォームという仕組みを作って、複数のコーディネーターを置きながら協力体制を作っていないと、継続性が担保できないのではないかと。
- ・学校側にはどのようなニーズがあるのか、企業側はどんなプログラムが提供できるのかといったことについて、地域ごとに両側のポータルサイトがないといけない。ただ、それだけでは、それぞれの学校側、企業側の窓口は分かるが、マッチングまでは、まだいかないという感じがする。
- ・「子供の集中力がもつのは15分程度」などといったノウハウを教えるような、企業と学校が打合せをする仕組みがあった方がよい。
- ・地域差が実際あるので、コーディネーターをどうやって育てるのか、明示してはどうか。
- ・「ないこと」の持つ教育力はとても重要で、ないからこそ創り出したり、工夫したりする。ないからできない、遊べないではなくて、ないからこそ面白い状況を作り出そうとする精神を育まなければならない。そのような環境を作るには、目的に向かって真っすぐ進む学習的な活動よりは、もう少し緩やかな、一見無目的のようで、しかし結果的に学びにつながるものにする必要がある。
- ・高校まで、十分に実社会と接点を持たずに学力向上に追われた学習体験が多かったため、大学生になってフィールドに出て、新しい学びの在り方を発見するようなフィールドワークや課題解決学習を、楽しそうに、意欲的に行っている。これが、もし、とにかく事業化され、小学校や中学校段階から、基本的なものを失った形で様々な体験が積み重ねられると、むしろ大学生は新鮮なものすら発見できなくなる。
- ・格差の拡大の抑制には、特に土曜日の過ごし方が鍵であるという認識も説得的であり、そこが最も重要な社会的投資になるだろう。その上で、できるだけ地域の多様な実情を踏まえて、実行しやすい形で仕上げていただきたい。
- ・コーディネーターを単なるボランティアではない位置付けにしないと、持続可能にならないのではないかと。

4. 第8期生涯学習分科会に向けて

第7期生涯学習分科会における、将来の課題等に関わると思われる主な意見は次のとおり。

(生涯学習政策における社会人の学び直し、多様な学習成果の評価・活用の在り方)

- ・社会教育と大学との連携もやろうやろうと言いながらも、現実にはなかなか進んでいない。
- ・雇用の流動性が高まり、企業が以前より社員を解雇しやすくなったときに、社会人の学び直しの場としての社会教育の重要性が浮き彫りにされる。
- ・公開講座を行う私立大学の数は結構多いが、収入には余り寄与しておらず、どちらかという、学生募集のための宣伝としている。地域貢献ということも考えているけれど、必ずしも、地域貢献だけが主な目標にはならない。
- ・高等学校卒業程度認定試験は、受験資格対象として、高校の中途退学者や不登校の生徒など、幅広い方々に開かれており、学び直し的手段として考えられる。
- ・通信教育は自分で学習していくもので、意欲と能力がないとできず、受講者は、地元の名士など、かなりのレベルの方である。そこでの座学よりずっと難しい学習方法や、そこで学んでいる大変優秀な方々をどう生かしていくのかを検討していく必要がある。
- ・学習者の学習成果の評価・活用のための仕組みを考えるためには、現在、日本でどの程度の生涯学習が実施されていて、どういう成果を上げているかを押さえなければいけない。
- ・せっかく学ぼうとしても、企業や社会がその成果を考慮するという保証をなかなかしないことが問題。
- ・学習成果の評価・活用、キャリア形成のための新しい学習・評価システムは、民間

主体を当然考えていくべき。

- ・学習支援には、計画から学習成果を出すところまでの出口の支援が大事だが、日本はその部分がすごく弱い。

(人口減少社会における地域づくりのための生涯学習・社会教育の在り方)

- ・高齢化社会の中で、生涯学習という観点から、健康寿命を高齢者が維持していくことは、これからの日本を左右する大きな課題である。
- ・社会教育主事の養成は大きな課題である。
- ・生涯学習、社会教育において、絆（きずな）づくり、地域づくりが大きな課題である。
- ・地域住民の学習支援、組織化については、教育関係者以外から社会教育、生涯学習に対する期待が大きい。
- ・高校生やその保護者がいろいろなことを体験していかなければならない。その体験の場をきちんと地域の中で確保していく。そして高校生が地域に根付いて活動していくことが必要。
- ・社会教育関係のプログラムがたくさんあるが、その認証や評価というものは、ほとんどとしており、我が国の実情にあった認証評価システム作りが重要。
- ・大津市では、家庭教育支援チームが行政のセクションを乗り越えて、民生委員、児童委員や学校教育をコーディネートしている。これらをうまく活用していくことが今後の課題。
- ・社会に出て働いていなくても、つまり子育てを一生懸命頑張っている保護者も、すごく重要であり、子育てが素敵である、楽しいということを意識してほしい。
- ・生涯学習の中では、特に親をどう巻き込むことができるのか、親と子供の両方を教育の中に持ち込まないと、うまく効果が上がらないという部分も相当ある。

(その他)

- ・テーマによっては、生涯学習分科会だけでなく、分科会を越えていろいろと議論する仕組みも必要ではないか。
- ・ネットワーク型行政において、企業や産業界をどのように巻き込んでいくのか。
- ・生涯教育なるものをして生涯にわたって自らを高めていくということは、何か評価に値するということも直接あるが、世の中にそういうことが大事だという共通意識をつくり上げていくことにも努力をしていかないといけない。また、企業サイドもそのことの評価を認め、自らが何に貢献できるのかということに努力をしていく、この双方向の関係が重要である。
- ・産業界は、10年くらい前までは、「素直で、実直で、まじめにサボらない人を送っていただければ良い」と豪語していたこともあった。しかし、産業界の環境はそのような悠長なことを言っている状態ではなくなり、本当に出来上がった人材を求めている。産業界も新卒一括採用の在り方を変えないといけないな、と現場の人事は思っている。
- ・これからの社会教育を考える上で、パブリックだけではなく、プライベートセクターということも考えていかないといけない。
- ・異なる世代が地域の中で生き生きできるまちづくりには、キーパーソンである行政と民間のコーディネーターがうまくコラボレーションしていくことが大切。
- ・行政が指導するまちづくりは、例えば商店街活性化のために町会連合会に金を出す仕組みが多いが、なかなか予算に見合った活性化は図られていない。
- ・体験学習ができていなかったり、スマートフォン、ゲーム、家庭内だけで遊んだりして不登校となる子供が増えている。
- ・教育委員会とコーディネーターがきちんと一緒にやっていく姿勢を示すと、どういう人材が求められているのかというニーズが生まれてくるので、それに沿って出口がきちんと保証できる人材を育成できる。例えば、杉並区には、地域で活躍できる人材を育成している地域大学がある。

- ・地域の産業等と連携して就職先を開発する大学は評価されている。学生のリクルートもうまくいっている例もかなり見られている。高齢者が大学に来ていろいろな教育を受けることは、なかなか簡単に実行できない。大学院は、かなり希望者が増えてきていることは事実だが、そんなに簡単にいくものではない。地域づくりについて、行政、NPO や大学が協力してやっていく。そこに具体的なプログラムを作って、教育をその中でやっていかないと生徒は集まらない。本当に情熱を持った生徒がそういう中で教育していく場面を地域は作っていくべき。

第8期においては、第7期生涯学習分科会で行われたこれらの活発な議論や、教育再生実行会議提言などを踏まえた議論を行われることを期待する。

第 7 期中央教育審議会生涯学習分科会の審議経過

○第 7 0 回（平成 2 5 年 3 月 2 9 日）

- (1) 分科会長の選任等について
- (2) 生涯学習分科会の運営について
- (3) 報告事項
 - ・平成 2 5 年度生涯学習政策局関係予算（案）について
 - ・第 2 期教育振興基本計画（答申（素案））について
 - ・専修学校における学校評価のガイドラインの策定について
 - ・社会通信教育基準の一部改正について
- (4) 生涯学習分科会におけるワーキンググループの設置について

○第 7 1 回（平成 2 5 年 5 月 2 7 日）

- (1) 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループについて
- (2) 「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（平成 2 5 年 1 月）」における提言内容のフォローアップについて
- (3) 文部科学省認定社会通信教育の教材変更等に係る書面による議決について

○第 7 2 回（平成 2 5 年 9 月 1 7 日）

- (1) 社会通信教育の課程の認定について
- (2) 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループの設置について
- (3) 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理について
- (4) 報告事項
 - ・職業実践専門課程について
 - ・「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（平成 2 5 年 1 月）」における提言内容のフォローアップについて
 - ・平成 2 6 年度概算要求（生涯学習政策局関連予算）について
 - ・生涯学習政策局組織再編について

○第73回（平成26年3月17日）

- (1) 社会通信教育の認定及び廃止等について
- (2) 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループの検討状況について
- (3) 「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」について
- (4) 中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会の検討状況について
- (5) 平成26年度生涯学習政策局関係予算（案）について

○第74回（平成26年7月10日）

- (1) 社会通信教育の認定及び条件の変更について
- (2) 報告案件

○第75回（平成27年1月30日）

- (1) チーム学校の実現に向けた地域の在り方について
- (2) 第7期生涯学習分科会における議論のまとめについて～第8期生涯学習分科会に向けて
- (3) 社会通信教育の認定及び廃止等について
- (4) 生涯学習分科会の運営規則について
- (5) 報告案件

(参考 1 - 2)

「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ」の審議経過

○第 1 回（平成 2 5 年 5 月 8 日）

- ・自由討議

○第 2 回（平成 2 5 年 6 月 4 日）

ヒアリング・討議①

- ・内田和浩氏（北海学園大学社会教育主事課程委員長（北海学園大学教授））
- ・関 福生委員（新居浜市市民部長）

○第 3 回（平成 2 5 年 6 月 1 1 日）

ヒアリング・討議②

- ・今野雅裕委員（政策研究大学院大学教授・学長特任補佐）
- ・福岡県宗像市子ども部

○第 4 回（平成 2 5 年 7 月 5 日）

ヒアリング・討議③

- ・佐賀県文化・スポーツ部
- ・菊川律子委員（九州大学理事）

○第 5 回（平成 2 5 年 7 月 1 8 日）

審議のまとめ案を提示

○第 6 回（平成 2 5 年 7 月 2 5 日）

審議のまとめ

「今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ」の審議経過

○第1回（平成25年11月27日）

- ・今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループの設置について
- ・放課後及び土曜日等の教育支援について

○第2回（平成25年12月12日）

- ・委員からの事例紹介
 - 小正委員（横浜市立幸ヶ谷小学校校長）
 - 平岩委員（特定非営利活動法人放課後 NPO アフタースクール代表理事）
 - 杉本委員（名古屋市子ども青少年局青少年家庭部放課後事業推進室長）
 - 池本委員（株式会社日本総合研究所主任研究員）
- ・放課後等の教育支援について

○第3回（平成25年12月26日）

- ・委員からの事例紹介
 - 川島委員（特定非営利活動法人コヂカラ・ニッポン代表理事）
 - 谷委員（東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課長）
 - 安藤委員（公益社団法人全国学習塾協会会長）
 - 小川委員（パナソニック(株) 理事 CSR・社会文化グループマネージャー）
- ・実社会で役立つ力の育成に向けた土曜日の教育支援体制の在り方について

○第4回（平成26年1月17日）

- ・委員からの事例紹介
 - 竹原委員（横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長・特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事）
 - 井上委員（公益社団法人経済同友会政策調査第1部マネージャー）
 - 金藤委員（文教大学人間科学部教授）
 - 松田委員（奈良市学校教育部地域教育課長）
- ・教育支援活動の充実のための持続可能な仕組みの在り方及び地域の主体的な取組の活性化について

○第5回（平成26年1月31日）

- ・委員からの事例紹介
 - 生重委員（特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事・一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事）
- ・今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG これまでの議論の整理

○第6回（平成26年2月24日）

- ・今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG取りまとめ骨子（案）について

○第7回（平成26年3月12日）

- ・今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG 中間取りまとめに向けて

○第8回（平成26年4月25日）

- ・今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG 取りまとめに向けて

○第9回（平成26年6月6日）

- ・今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG 取りまとめに向けて

(参考 2 - 1)

第 7 期中央教育審議会生涯学習分科会委員

委員：平成 25 年 2 月 15 日 発令
(尾上浩一委員は平成 25 年 8 月 20 日 発令)
臨時委員：平成 25 年 3 月 28 日 発令
(宮本太郎委員は平成 25 年 3 月 14 日 発令)

(50 音順)

(委員)			
分科会長	明石 要一	千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員、千葉大学名誉教授	
副分科会長	菊川 律子	九州大学理事	
	相原 康伸	日本労働組合総連合会副会長、全日本自動車産業労働組合総連合会会長	
	生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事長、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事	
	尾上 浩一	公益社団法人日本 P T A 全国協議会会長	
(臨時委員)			
副分科会長	浅井 経子	八洲学園大学教授	
	相川 順子	一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会顧問	
	井出 隆安	杉並区教育委員会教育長	
	糸賀 雅児	慶應義塾大学文学部教授	
	岩田 喜美枝	株式会社資生堂顧問、公益財団法人 21 世紀職業財団会長	
	清國 祐二	香川大学生涯学習教育研究センター長 (併)・教授	
	今野 雅裕	政策研究大学院大学教授・学長特別補佐	
	白井 克彦	放送大学学園理事長	
	高見 由香里	株式会社イトクロ人材戦略部長	
	中島 利郎	全国専修学校各種学校総連合会副会長	
	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授	
	宮本 太郎	中央大学法学部教授	
	安村 俊己	全国国立大学附属学校 P T A 連合会顧問	
	山野 則子	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類・人間社会学研究科教授	
	山本 健慈	和歌山大学学長	
	横尾 俊彦	佐賀県多久市長	

(21 名)

(参考 2-2)

「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ」委員

委員 (2名)

座長代理 菊川 律子 九州大学理事
生重 幸恵 一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協
議会代表理事

臨時委員 (8名)

座長 浅井 経子 八洲学園大学教授
井出 隆安 東京都杉並区教育委員会教育長
糸賀 雅児 慶應義塾大学文学部教授
清國 祐二 香川大学教育・学生支援機構生涯学習教育研究センター長 (併) 教
授
今野 雅裕 政策研究大学院大学教授・学長特任補佐
竹原 和泉 横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長、特定非営利活動法
人まちと学校のみらい代表理事
山本 健慈 和歌山大学学長
横尾 俊彦 佐賀県多久市長

専門委員 (4名)

井上 昌幸 栃木県教育委員会生涯学習課副主幹
関 福生 新居浜市市民部長
野島 正也 文教大学学長
松田 恵示 東京学芸大学教育学部教授・学長補佐

(参考 2-3)

「今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ」委員

座長	明石 要一	千葉市教育委員会委員、千葉大学名誉教授
	安藤 大作	公益社団法人全国学習塾協会会長
座長代理	生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事
	池本 美香	株式会社日本総合研究所主任研究員
	井出 隆安	杉並区教育委員会教育長
	井上 克也	公益社団法人経済同友会政策調査第1部マネージャー
	小川 理子	パナソニック株式会社 理事 CSR・社会文化グループ グループマネージャー
	尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会会長
	金藤 ふゆ子	文教大学人間科学部教授
	川島 高之	特定非営利活動法人コヂカラ・ニッポン代表、特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン理事
	小正 和彦	横浜市立幸ヶ谷小学校校長
	杉本 正博	名古屋市子ども青少年局青少年家庭部放課後事業推進室長
	瀬谷 真理子	福島県教育庁社会教育課長
	竹原 和泉	横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長、特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事
	谷 理恵子	東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課長
玉置 崇	小牧市立小牧中学校校長	
平岩 国泰	特定非営利活動法人放課後 NPO アフタースクール代表理事	
松田 義秀	奈良市教育総務部地域教育課長	
吉原 健	社会福祉法人東京聖労院参与（前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長）	

第7期中央教育審議会(生涯学習分科会関係)の答申について

○認定を受けた通信教育の条件の変更について(答申)(平成25年7月16日中教審第164号)

区分	通信教育名	実施者	備考
条件の変更	乳業製造技術通信教育	一般社団法人全国農協乳業協会	(変更事項) 基本教材の内容
条件の変更	添削で上達川柳実作	学校法人日本放送協会学園	(変更事項) 通信教育の名称 基本教材の内容 修業期間

○通信教育の認定について(答申)(平成25年9月17日中教審第165号)

区分	通信教育名	実施者	備考
認定	生涯学習支援実践講座 生涯学習コーディネーター研修	一般財団法人社会通信教育協会	

○通信教育の認定及び廃止等について(答申)(平成25年12月20日中教審第167号)

区分	通信教育名	実施者	備考
認定	実践リーダーシップ講座	学校法人産業能率大学	
認定	幕末リーダーに学ぶリーダーシップ講座	学校法人産業能率大学	
認定	ザ・仕事エキスパート講座	学校法人産業能率大学	
認定	ザ・仕事プロ講座	学校法人産業能率大学	
認定	メンバーが活きる教え方・育て方講座	学校法人産業能率大学	
廃止	英語ルール60 英語講座	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座1級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座準1級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座2級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座準2級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	英検対策講座3級クラス	公益財団法人日本英語検定協会	
廃止	経営実務講座 経済入門コース	一般社団法人日本経営協会	
条件の変更	音楽講座作曲学コース	公益財団法人日本音楽教育文化振興会	(変更事項) 基本教材の内容
条件の変更	マネジメント基本講座	学校法人産業能率大学	(変更事項) 基本教材の内容

○通信教育の認定及び廃止等について(答申)(平成26年3月17日中教審第172号)

区分	通信教育名	実施者	備考
認定	通信講座による品質管理入門コース	一般財団法人日本規格協会	
廃止	洋菓子講座	公益財団法人国際文化カレッジ	
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座地球科学コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座資源開発コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座材料工学基礎コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座電気・電子基礎コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座一般科学技術コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座電気系専門コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座電子系専門コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称
条件の変更	秋田大学工学部通信教育講座材料工学専門コース	秋田大学	(変更事項) 通信教育の名称

○通信教育の認定及び条件の変更について(答申)(平成26年7月10日中教審第174号)

区分	通信教育名	実施者	備考
認定	たのしく学ぶ色彩講座ー初級コースー	公益社団法人色彩検定協会	
条件の変更	ドレメ通信教育講座	学校法人杉野学園	(変更事項) 基本教材の内容

社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける 審議の整理

第1章 社会教育行政の推進体制の在り方について

1. 社会教育行政と教育委員会制度

社会教育に関する事務は、教育委員会が所管



教育委員会制度の趣旨(教育の特性への配慮)

①政治的中立性

→個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育の内容は中立公正であることは極めて重要。

②継続性・安定性の確保

→憲法第26条で保障されている教育の機会均等の原則の実現を目指して、多種多様な学習機会が提供されることが必要。

③地域住民の意向の反映

→地域住民に身近で関心の高い行政分野であり、公正な民意の反映が必要。

2. 社会教育行政の現状と課題

○学校教育行政との連携

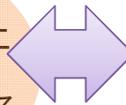
- ・学校教育行政と社会教育行政の連携がよりよい教育や学習効果を上げる上で必要不可欠。
- ・子供たちの教育環境の向上や学校教育の充実、学校運営の円滑化。
- ・地域住民にとって学習機会の拡大。
- ・教員自身の資質向上や適切な人材確保・配置の円滑化。

○「人づくり」の観点からの総合的な学習機会の提供 社会教育が教育委員会の所管により…

- ・地域の課題に対し、教育という視点から総合的に施策を取り組むことが可能。
- ・多種多様な学習機会の提供による地域課題に取り組む多様な人材の育成。

他方…

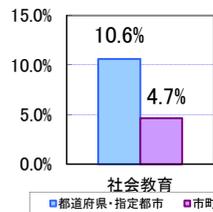
- ・公民意識の醸成や現代的な地域課題に関する学習成果の活用への支援についての一層の充実が必要。
- ・首長部局が所管する多様な行政分野との連携が不活発。



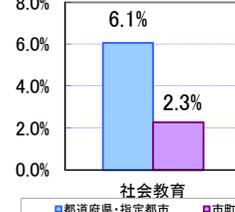
3. 社会教育に関する事務の所管についての今後の方向

○社会教育は近年、首長部局との関係も深く、地方自治法第180条の7の規定に基づき、首長部局に補助執行、事務委任されている例も見られる。

教育委員会から首長部局への補助執行



教育委員会から首長部局への事務委任



(出典)
教育委員会の現状に関する調査
(平成23年度間)

○学校教育との連携の観点から、学校教育行政と一体として担当する利点大きい。

○一方、自治体の組織編成における自由度拡大の観点から自治体の判断により、選択制とするなど弾力化を図っていくことも一考に値する。

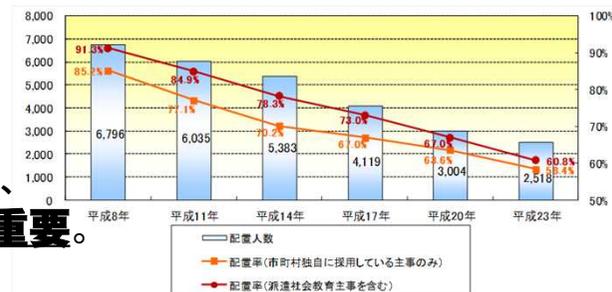
いずれの場合であっても、教育の特性について配慮する仕組みが必要。

第2章 社会教育主事の在り方について

1. 社会教育主事の現状と課題

- 社会教育主事は、法律上、必置とされているにもかかわらず、設置率、人数は減少。
- 平成24年7月に全国市長会が「社会教育主事の必置規制の撤廃」要望を提出。

教育委員会に置かれる社会教育主事の数及び設置率の推移



(出典) 社会教育調査

- 地域住民の自主的な社会教育が円滑に実施されるよう環境醸成を図っていくためには、**社会教育主事が関係施策におけるコーディネート等の役割を果たすことが重要。**

引き続き必置を原則とするのが望ましい。

2. 社会教育主事の今後の在り方

- 社会教育主事の職務は多岐にわたるものの、その役割や職務に関する首長や地域住民の認知度は低い。

- 社会教育主事が自らの果たすべき職務を明確に認識するとともに、意識的に首長や地域に対して発信していくことが必要。

- ✓地域の多様な専門人材や資源をうまく結びつけるとともに、地域活動の組織化支援を行い、地域住民のあらゆる学習ニーズに応じていく。
- ✓社会教育主事的素養は他の行政分野でも有用。学校教育行政と首長部局の多様な行政分野との連携が一層推進。

3. 社会教育主事の資質・能力を養成する仕組みの構築

- カリキュラムの抜本的見直しの検討が必要。

講習

- ✓講習は基礎的共通的内容。
- ✓社会教育主事として任用された後、それぞれの属性に応じた現場研修の充実。
- ✓カリキュラム内容について、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターで見直し。

研修

- ✓遠隔講義の充実。
- ✓ICTを活用した効果的な遠隔研修の教材プログラムの開発。
- ✓放送大学をはじめとした通信教育を行う大学における開設科目の活用。

4. 社会教育主事資格の活用

- 社会教育主事講習で学んだ知識や社会教育主事としての経験は幅広く活用することが可能。

◆首長部局への配置による他の行政分野との連携・協力の円滑化 ◆社会教育主事経験者や有資格者のキャリアパスの構築

- 他の分野において社会教育主事資格の有用性が認知され、汎用化が図られるよう、**社会教育主事資格が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組み**についての検討が必要。

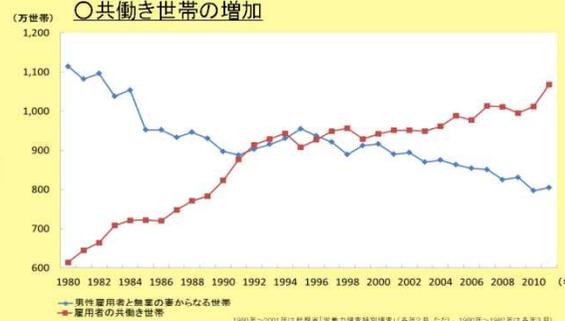
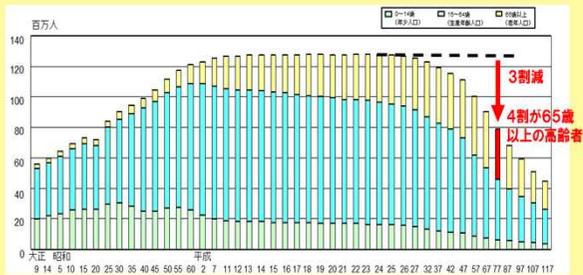
- 「社会教育士」、「地域教育士」という資格を民間レベルで創設し、それらの資格を有する人に**社会教育行政以外の様々な場面で活躍してもらうことを容易**に。

～社会総掛かりでの放課後や土曜日等の教育支援の充実に向けて～(未定稿)

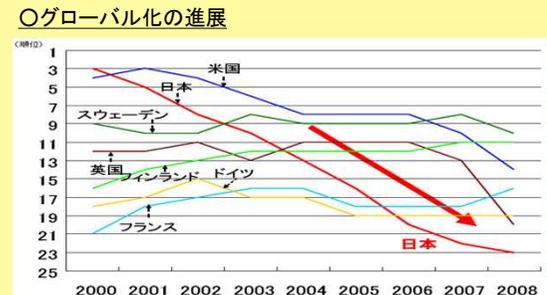
今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ取りまとめ(概要案)

現状

- 社会の動向： 少子高齢化の進展、グローバル化、科学技術の進歩、地域間格差・経済的格差の進行
- 子供たちの教育環境をめぐる現状： 核家族化、一人親世帯、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化、不登校児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒の増加等
- 少子高齢化の進展
- 共働き世帯の増加
- 不登校児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒の増加

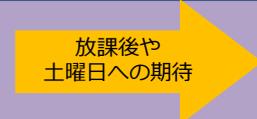


不登校児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒の増加



今後の多様で変化の激しい社会を生き抜くために必要な力の育成に向け、より一層、学校・家庭・地域が連携・協働による社会総掛かりでの放課後や土曜日等の教育支援の充実が必要

今後の方向性



- ～子供と関わる人材の多様性や学習集団、学習時間、実施場所等の多様性・柔軟性を生かした創意工夫に富んだ教育活動の実践～
- ① 学校での学びが深まり、広がる学習、体験の機会の充実
 - ② 安心して産み育てられる環境づくりとしての放課後・土曜日の教育の充実
 - ③ 子供たちの主体性を引き出し、実社会で役立つ力を培う学習・体験の機会の充実
 - ④ 学習意欲・学習習慣形成・学力向上の観点からの学習機会の充実

今後の放課後や土曜日等の教育活動の基本的方向性

- ◆ 学校と放課後・土曜日等の学びがつながる仕組みづくりの推進
- ◆ 教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実
- ◆ 多様な主体の参画による土曜日の教育活動の推進
- ◆ 実社会につながる「土曜日ならではの」多様なプログラムの充実
- ◆ 持続可能な体制づくりとの推進と全国の取組の活性化

基本的方向性を実現する具体的方策①

～社会総掛かりでの放課後等の教育支援の充実に向けた新たな方策～

1

学校と放課後や土曜日等の学びがつながる仕組みづくり

- 学校と放課後等の学びがつながる“横の連携”の仕組みづくり
 - ・学校支援地域本部と放課後子供教室、学校運営協議会等の仕組みの連携や一体的運用の促進
- 就学前と小学校、小中など“縦の連携”が生まれる仕組みづくり
 - ・幼小連携、小中一貫等の学校間連携を踏まえた、中学校区を中心とした仕組みづくり

2.

学校や子供たちを核とした地域づくり

- 多様な関係者がつながる学校施設の複合化・共有化
 - ・学校施設内へのコミュニティスペースの併設 等
- 子供に関わる大人の学びのコミュニティ化と地域の活性化

3.

教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実

- 女性の活躍促進に向けた放課後等の支援の充実
 - ・いわゆる「小一の壁」打破に向けた、新たに約30万人分の放課後児童クラブ受け皿拡大、放課後子どもプランの更なる充実
- 学校や放課後子供教室等と放課後児童クラブの連携強化

～新たな放課後対策「放課後子ども総合プラン」具現化に向けた方策～

◆一体型を中心とした放課後対策の推進

- ・原則として全ての小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的実施又は連携実施に向けた計画的整備
- ・基盤となる放課後子供教室の充実・全小学校区への整備（毎日開催型、定期開催型など地域ニーズに応じた整備）
- ・定期的・日常的に、学校の教職員や家庭との情報共有を図る仕組みの構築

◆学校施設の活用の促進

- ・新たに設置する放課後児童クラブの小学校内での実施率の大幅向上
- ・余裕教室等の活用促進のための通知等の発出による周知徹底
- ・総合教育会議（新たな教育委員会制度において設置予定）の活用による首長と教育委員会の十分な協議

◆全ての子供たちを対象とした多様な学習・体験プログラムの充実

- ・地域住民や大学生、企業OB、地域の高齢者、NPO、民間教育事業者、文化・芸術団体等の積極的参画促進
- ・学校の図書館、体育館、校庭等の多様なスペースの活用促進 等

- 特別なニーズのある子供たちへの放課後等の支援の充実
 - ・特別な支援を必要とする児童、外国人の児童、児童養護施設等で暮らす児童等が放課後活動へ参加しやすい工夫や支援の充実

4

持続可能な仕組みのためのコーディネーター育成・機能強化

- コーディネーターの効果的な配置・位置づけ
 - ・コーディネーターの複数配置や連絡会の設置、職員会議や学校運営協議会等への参加
 - ・コーディネート等を担うNPO等の参画、事務処理負担軽減等
- 地域連携担当教員等の位置づけの明確化
- コーディネーターの育成・機能強化のための研修の充実
 - ・対象ごとや経験に応じた体系的な研修の充実
 - ・多様な関係者のネットワークの構築のための研修の充実

5

全国の取組の活性化のための中間支援機能の強化

- スーパーバイザー等の配置による助言体制構築
 - ・スーパーバイザー、アドバイザーの配置や社会教育主事の活躍等によるコーディネーターへの助言体制の構築
- 中間支援組織等の創設の検討等
 - ・関係者のネットワーク形成や人材・財源も含めた持続可能な体制整備のための中間支援組織の創設等の検討の必要性

基本的方向性を実現する具体的方策②

～土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた新たな方策～

◆地域の多様な人材等の参画による土曜日の豊かな教育環境（土曜学習）の実現に向けた新たな方策

1 多様な主体が土曜日の教育活動に参画する仕組みづくり

- ◆土曜日は、日頃参加が難しい現役の社会人も含め、地域人材や保護者、企業、NPO、民間教育事業者、大学生等の多様な人材の参画が可能
- ◆実社会の経験も踏まえたプログラムの展開に向け、多様な人材が教育活動に参画する仕組みづくりを推進

①地域人材の参画促進

- 豊かな社会経験や指導力を持つ多様な人材の参画促進

②保護者の参画促進

- 働く保護者の参画しやすい仕組みの構築
- PTA、おやじの会等の活用

③企業・団体等との連携協力促進

- 学校の要望と企業の取組のマッチング
- WLBの推進
- 企業内ボランティア登録制度やCSR・プロボノとして関わる仕組みの構築
- 企業人材に対する研修の充実
- 企業の退職者組織等との連携

④NPO・民間教育事業者との連携協力の促進

- NPOのノウハウ（人材や資金のコーディネート能力）の活用
- 学習塾、お稽古ごと、スポーツ、音楽、語学教室等の指導者の活用

⑤大学等の連携協力の推進

- 研究者やポストドクター等の専門人材の活用
- 教育・福祉、スポーツ等の専攻の学生の積極的な参画促進
- 身近なロールモデルとして学生が持続的に参画できる仕組みづくり

2. 学校と地域・企業・大学等をつなぐコーディネート機能の充実

- ◆学校と地域をつなぐコーディネーターだけでなく、企業や大学等の多様な主体をつなぐコーディネーターの必要性
- ◆コーディネーターの研修の機会やネットワーク組織等の充実

○例えば、地域連携を担当する教員の配置や、「地域コーディネーター」、「企業コーディネーター」等をそれぞれ配置し、互いに連携し合う仕組みの構築。
○学校や地域の関係者、企業、企業の退職者組織、NPO等多様な関係者が学び合う研修の機会の充実 等

3. 「土曜日ならではの」多様なプログラムづくり

- ◆地域や企業等の協力を得て、「土曜日ならではの」生きた学習プログラムの展開
- ◆子供たちの主体性を重視しつつ、学校の教育活動との連動した体系的・継続的なプログラムづくり

①実社会につながるプログラム

- 社会で役立つ経験をするプログラム
- 多様なロールモデルや「本物」に触れるプログラムの充実

②企業のリソースを生かしたプログラム

- 学校教育だけでは教えることが難しい実社会の経験を踏まえたプログラム
- 環境教育、キャリア教育、国際理解等の企業の特徴を生かしたプログラム

③学習意欲・習慣形成につながるプログラム

- 就学前の子供たちが学ぶ楽しさに出会うプログラム
- 振り返り学習や発展的な学習の充実

④「地域ならではの」プログラム

- 地域の目標を踏まえ「ふるさと教育」や「学力向上」などの地域の特性や課題に応じたプログラム
- 多様性を重視したプログラム等

◆今後の土曜日の教育活動の持続可能な体制づくりにあたって

- 全国の好事例の蓄積・発信等を通じて、官民連携による普及啓発の推進
- 行政内部における首長部局と教育委員会が一層の連携を図り、効率的・効果的な総合的な支援策を講じていくことが必要
- 社会総掛かりでの土曜日の豊かな教育環境の実現